

# 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

## 新型コロナワクチン2回目接種から8カ月経過を目安に接種券を発送します

ワクチンの追加接種（3回目接種）を、国の方針に基づいて（11月26日時点）、12月に医療従事者から順次開始しました。

一般（高齢者）の接種は、2月以降を予定しています。接種券の発送予定は下の表をご確認ください。

※接種方法や予約方法などは決まり次第、町ホームページや町広報でお知らせします。

2回目接種完了月	3回目接種券発送月(予定)
5月	令和4年1月以降
6月	令和4年2月以降
7月	令和4年3月以降
8月	令和4年4月以降
9月	令和4年5月以降

### 他自治体で接種した後に町へ転入した人

ワクチンを2回接種した後に町に転入した人は、町に接種記録がないため追加接種（3回目）用の接種券を発行できません。追加接種を希望する場合は、申請をしてください。

### 申請方法

必要書類を健康づくり室窓口または郵送で提出

### 必要書類

- 申請書（町ホームページからダウンロードできます）
- 新型コロナウイルスワクチン接種済証または接種証明書（ワクチンパスポート）  
いずれかの写し
- マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類（郵送申請の場合は写しを添付してください。）

申請・問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室 ☎54-7744(直通)

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 (先行給付金)

11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、0歳（令和4年3月31日までに出生した児童）から18歳までの子どもに、1人当たり10万円相当の給付を行うこととされました。

## 先行給付（5万円分）についてのご案内

**支給対象者** 児童手当の所得制限限度額内の人で次のいずれかに当てはまる人

- 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童を養育している人
- 令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童を養育している人（養育者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童を養育する人

※本給付金は所得制限があり、支給対象外になる場合があります。

### ▶申請が必要な場合

1～3に当てはまる人は申請をしてください。（1～3に当てはまらない人には支給済みです。）

1. 高校生（16歳から18歳）のみを養育している人
2. 公務員の人
3. 基準日（令和3年9月30日）以降に出生した児童がいる人で、まだ町へ児童手当の申請をしていない人

※上記1、2については、12月2日㊦に案内通知を発送しました。

※12月13日㊦までに申請をした人には支給済みです。

※申請が必要な人に送付した案内通知は、児童と同世帯の世帯主へ送付しています。申請書の申請者欄は、実際に児童を養育している人を記入してください。申請者は世帯主と同じでない場合があります。

※公務員の方は、所属庁から児童手当（本則給付）を受給している人を申請者欄に記入してください。

### ▶申請に必要なもの

- 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（町ホームページからダウンロードできます。）を令和4年3月31日㊦までに、郵送または窓口へ提出してください。
- 令和3年1月1日時点で町に住民登録のない人は、所得を確認するため所得課税証明書などが必要です。

### 振り込み詐欺にご注意ください！

自宅や職場などに町から問い合わせを行う場合がありますが、ATMの操作をお願いすることや支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

※広報に掲載されている情報は12月13日㊦現在の情報です。  
最新情報は町ホームページでお知らせします。



◀町ホームページは  
こちら

問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)

お忘れなくご利用ください

## よしおか元気応援券

使用期限  
令和4年  
1月31日<sup>①</sup>

このポスターがある  
事業所で使えます



問い合わせ先  
産業観光課 産業振興室  
☎26-2280(直通)

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

●対象 次の①、②のいずれかに該当する人

- ①新型コロナウイルス感染症(の影響)により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
- ②新型コロナウイルス感染症(の影響)により主たる生計維持者の令和3年中の収入が減少した世帯の人(事業収入などのいずれかの減少額が、令和2年の該当事業収入などの額の10分の3以上の人)

●対象となる税(料)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する保険税(料)

※特別徴収されているものも含まれます。

●申請期限 令和4年5月31日<sup>②</sup>

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で提出書類が異なります。申請書は住民保険室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

※保険税(料)の減免申請と新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の申請期限は異なります。傷病手当金については、町ホームページで確認するかお問い合わせください。



申請・問い合わせ先 住民課 住民保険室 ☎26-2249(直通)



## 冬期道路の除雪にご理解・ご協力ください



問い合わせ先

渋川土木事務所 企画調査係  
建設課 用地管理室

☎22-4055

☎26-2279(直通)



冬期の安全な道路交通を確保するために、主要な幹線町道で約10cm以上の積雪が見込まれる場合に除雪作業を行います。また、約30cm以上の積雪が見込まれる場合は、交通量の多い県道・国道や一部幹線町道を優先的に除雪します。

町道の除雪は、幹線道路を優先的に実施します。そのため、お住まいの地域によっては、除雪開始までに時間がかかる場合があります。ご理解をよろしくお願いたします。

### 注 意 事 項

- ①道路に張り出している樹木の伐採や枝下ろしを行ってください。
- ②庭や屋根に積もった雪を道路上へ出さないでください。
- ③玄関先などの雪処理にご協力ください。
- ④大雪時には不要不急の外出を控え、路上駐車を無くしましょう。
- ⑤早朝の除雪作業にご協力ください。
- ⑥スリップ事故・立ち往生などを起こさないよう、冬用タイヤ・チェーンを携行してください。